

75歳以上の方 必見!!

保険証の色が藤色に

静岡県後期高齢者医療制度のお知らせ

オレンジ色→藤色

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和 3年 7月 31日
交付年月日	令和 2年 8月 1日
被保険者番号	12345678
住所	静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地
氏名	東伊豆 太郎
性別	男
生年月日	昭和20年 1月 1日
資格取得年月日	令和2年 1月 1日
発効期日	令和2年 1月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39223011 静岡県後期高齢者医療広域連合

8月1日から有効の被保険者証（保険証）を、7月中旬に被保険者の方宛てにお送りしました。新しい保険証が届きましたら、住所・氏名・生年月日・性別・一部負担金の割合（1割または3割）に誤りがないかご確認ください。

新しい被保険者証は「藤色」です。今までの被保険者証「オレンジ色」は、役場に戻還していただくか、裁断の上破棄してください。

※一部負担金の割合は、令和元年中の所得に応じて判定されます。



※黄色い封筒に入っています

入院等で医療費が高額になった場合、事前に「減額認定証」または「限度額認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額までに抑えられたり、食事が減額されます。受診前に申請が必要となりますので、健康づくり課国民保険係までお問い合わせ下さい。

申請に必要な書類

- ・身分証明書
- ・新しい保険証
- ・印鑑
- ・マイナンバーのわかるもの
- ・委任状（本人以外が申請する場合）

※すでに認定証を交付されている方は、引き続き対象となる方には、新しい保険証と併せて郵送しましたので、申請する必要はありません。

減額認定証 限度額認定証

▼令和2・3年度の保険料率

区分	平成30年度・令和元年度	令和2年度・令和3年度
所得割率	7.85%	8.07%
均等割額	40,400円	42,100円
賦課限度額	62万円	64万円

年間保険料の計算方法（限度額64万円）

年間保険料＝所得割額＋均等割額
 所得割額…前年の総所得金額等－33万円×8.07%
 均等割額…42,100円

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

この保険料率は各都道府県の広域連合が、医療費の増加などを見込んで2年ごとに算定します。令和2・3年度の保険料率等は、次のとおり改定されました。

保険料率の改定について

均等割額の軽減措置を見直し

均等割額は、所得の低い方の負担軽減を図るため、世帯の所得の状況に応じて、軽減措置（7割軽減、5割軽減及び2割軽減）がとられています。さらに、これまで7割軽減にあたる方については、特例的に軽減割合が上乘せされてきました。

世代間の公平を図り、医療保険を将来にわたり安心できる制度にする観点などから、次のとおり段階的に特例が見直され、本来の軽減割合に戻ることとなりました。

※【】内の金額は、均等割額（令和元年度は4万400円、令和2年度は4万2千100円）に対する軽減後の保険料額です。

- 5割軽減及び2割軽減については、所得の低い方の負担軽減を図るため、軽減判定所得基準額が引き上げられ、軽減対象者が拡大されました。
- ※5割軽減
 - 28万円↓28万5千円
- 2割軽減
 - 51万円↓52万円

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計	均等割の軽減割合	
	令和元年度	令和2年度
33万円以下	8.5割軽減【8,000円】	7.75割軽減【12,600円】
	8割軽減【6,000円】 <small>（うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合）</small>	7割軽減※【9,400円】
33万円＋（28万5千円×被保険者数）以下	5割軽減	5割軽減
33万円＋（52万円×被保険者数）以下	2割軽減	2割軽減

※年金収入等が80万円以下などの要件を満たす場合は、介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給の対象となります。（ただし、同じ世帯に住民税が課税されている方がいる場合は対象外となります。年金生活者支援給付金は、保険料を納めた期間等により支給額が異なります。）

保険料の納付は忘れずに

納めていただいた保険料は、加入者の皆様が病院や薬局など医療機関を利用する際の医療費に充てられる、大切な財源です。納め忘れのないようお願いします。

保険料の納付方法

8月中旬に、保険料の決定通知書を送付します。

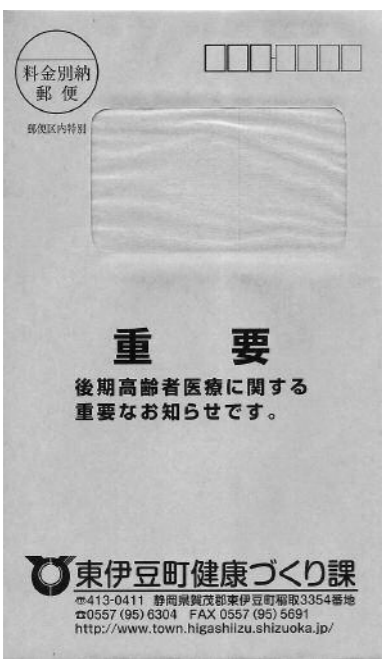
- ・特別徴収のお知らせのみが送られた方は、金額が年金からの天引きとなります。
- ・納付書が送られた方は、記載の納期限までに指定の金融機関または役場・熱川支所にて納付をお願いします。

便利な口座振替で

後期高齢者保険料の納付は、町内金融機関からの口座振替を利用すると便利です。保険料は、納付期限ごとに口座から引き落とされます。口座振替ご希望の方は、保険料の決定通知書（納付書）・預金通帳・届出印を持参のうえ、町内金融機関にご依頼ください。

なお、国民健康保険税が口座振替となっている方が後期高齢者医療に切り替わった場合、口座登録は引き継がれないため、ご希望の方はあらためて口座振替の手続きをしてください。

※茶色い封筒に入っています



重要

後期高齢者医療に関する重要なお知らせです。

東伊豆町健康づくり課
 ☎413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取3354番地
 ☎0557(95)6304 FAX 0557(95)5691
 http://www.town.higashizu.shizuoka.jp/

問合せ先 健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304